

令和5年 第10回白石町農業委員会議事録（閲覧用）

1. 開催日時 令和5年9月5日（火） 午前9時00分～9時45分

2. 開催場所 白石町役場 3階大会議室

3. 出席委員（37人）

1番	木下 善明	委員	2番	松尾 貴江	委員	3番	大曲弥素男	委員
4番	大串 勝	委員	5番	川崎 勝巳	委員	6番	岩永 政幸	委員
7番	土井 哲夫	委員	8番	溝上 博信	委員	9番	香月 伸幸	委員
10番	橋本 重吉	委員	11番	中村 康則	委員	12番	溝口 昇	委員
13番	江頭 浩二	委員	14番	淵上 誠	委員	15番	江口 和広	委員
16番	川崎 照子	委員	17番	川崎 俊幸	委員	18番	香月 幸雄	委員
19番	前田 則尋	委員	20番	松尾 利助	委員	21番	満田 直昭	委員
22番	久原 一義	委員	23番	久原 勤	委員	24番	前田 達雄	委員
25番	筒井 恒司	委員	26番	池上 勝文	委員	27番	古賀 茂昭	委員
28番	藤井 啓二	委員	29番	一ノ瀬美佐子	委員	30番	橋口 均	委員
31番	外尾美津子	委員	32番	吉原 春樹	委員	33番	岩石 学	委員
34番	山崎三智治	委員	35番	生島 義明	委員	36番	片淵 秋正	委員
37番	片淵 久司	委員						

4. 欠席委員（0人）

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2

- 1 農地法第3条の規定による許可申請について
- 2 農地法第5条の規定による許可申請について
- 3 農地法第5条許可申請書の取下願いについて
- 4 令和5年白石町農用地利用集積計画（9号）の承認決定について
- 5 農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせん委員の指名について

報告事項

- 1 合意解約の報告

業務連絡事項

- 1 令和5年第11回農業委員会総会の日時及び場所
日時・場所…令和5年10月5日（木）9時00分 白石町役場 3階大会議室
- 2 あっせん委員の再指名について
- 3 その他

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	久原正好
課長補佐兼農地農政係長	石田善人
農地農政係長	岩永 崇

農地農政係

香月麻里

7. その他出席職員
なし

8. 会議の概要

事務局長 それではただいまより、令和5年9月第10回白石町農業委員会総会を開会いたします。

それでは、片渕会長、ご挨拶をお願いいたします。

会長 挨拶

事務局長 どうもありがとうございました。

本日は、欠席委員はいらっしゃいません。出席委員は37名中37名で、定数に達しておりますので、総会は成立しております。

この後の議事進行につきましては、農業委員会会議規則により会長が務めます。

それでは、よろしくをお願いいたします。

議長 それでは、議事に入る前に本日の議事録署名委員を指名いたします。本日の議事録署名委員は、3番 大曲弥素男委員、4番 大串 勝委員を指名いたします。

これより議事に入ります。

= 議案番号第148号 =

議長 それでは、1. 「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。議案番号第148号を事務局に説明を求めます。

事務局長 それでは説明いたします。議案書1ページ、議案番号第148号です。

権利の種類は所有権移転、贈与でございます。

申請農地から稼働力までは、議案書のとおりです。

申請の事由は、譲渡人、譲受人の要望です。

譲渡人と譲受人の関係については、従兄弟同士でありまして、元々譲受人が農地の管理をされており、この度譲渡人から譲受人へ贈与されるための申請であります。

議案の位置図は、1ページから2ページをご覧ください。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしくをお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。○番、○○委員。

委員 ○番の○○です。

地元農業委員として8月31日に事務局と現地確認を行いました。

今回の申請農地は、譲受人が作付けしており、譲受人へ贈与するための申請となります。

譲受人は現在、米、玉ねぎを作られ、法人構成員として、営農されております。

譲受人は、今後も周辺地域と協力して耕作することを約束されており、所有権移転については問題ないと判断いたしました。

ご審議をお願いします。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。
これについて、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 148 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 148 号は申請どおり当委員会において許可することに決定します。

= 議案番号第 149 号 =

議長 続きまして、議案番号第 149 号を事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第 149 号です。

権利の種類は所有権移転、贈与でございます。

申請農地から稼働力までは、議案書のとおりです。

申請の事由は、譲渡人、譲受人の要望です。

なお、譲渡人と譲受人の関係については、義理の兄弟でありまして、元々譲受人が農地の管理をされており、この度譲渡人から譲受人へ贈与されるための申請であります。

議案の位置図は、3 ページから 4 ページをご覧ください。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願いいいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。
〇番、〇〇委員。

委員 〇番の〇〇です。

地元農業委員として 8 月 28 日に事務局と現地確認を行いました。

今回の申請農地は、譲受人が作付けしており、譲受人へ贈与するための申請となります。

譲受人は現在、米、玉ねぎを中心に約 2.3ha の規模で営農されております。

譲受人は、今後も周辺地域と協力して耕作することを約束されており、所有権移転

については問題ないと判断します。

ご審議をお願いします。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。
これについて、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 149 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 149 号は申請どおり当委員会において許可することに決定します。

＝議案番号第 150 号＝

議長 続きまして、議案番号第 150 号を事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第 150 号です。

権利の種類は所有権移転、売買でございます。

申請農地から稼働力までは、議案書のとおりです。

申請の事由は、譲渡人・譲受人の要望で、総額〇〇円、10 a 当たりの対価は〇〇円です。議案の位置図は、5 ページから 6 ページをご覧ください。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願ひいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。
〇番、〇〇委員。

委員 〇番の〇〇です。

地元農業委員として 8 月 23 日に事務局と現地確認を行いました。

今回の申請農地は、譲受人が法人構成員として作付けしており、譲受人へ売渡しするための申請となります。

譲受人は現在、野菜を作付けされ、法人構成員として営農されています。

譲受人は、今後も周辺地域と協力して耕作することを約束されており、所有権移転については問題ないと判断します。

ご審議をお願いします。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。

これについて、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 150 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 150 号は申請どおり当委員会において許可することに決定いたします。

= 議案番号第 151 号 =

議長 続きまして、議案番号第 151 号を事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第 151 号です。
権利の種類は所有権移転、贈与でございます。
申請農地から稼働力までは、議案書のとおりです。
申請の事由は、相続時精算課税制度を適用した祖父から孫への贈与です。
以上で説明を終わります。ご審議方よろしく願います。

議長 事務局の説明が終わりました。
これについて、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 151 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 151 号は申請どおり当委員会において許可することに決定いたします。

= 議案番号第 152 号 =

議長 続きまして、2. 「農地法第 5 条の規定による許可申請について」議題といたします。議案番号第 152 号を事務局に説明を求めます。

事務局長 議案書 2 ページ、議案番号第 152 号。

権利の種類は、使用貸借権設定です。

申請農地からその他参考事項は、議案書のとおりです。

農地区分は、農用地区域内農地。

農地区分の該当事項は、市町が定める農業振興地域整備計画において、農用地区域内にある農地でございます。

許可基準の該当事項としまして、用途区分の変更でございます。

土地改良施設等への影響もなく、その他許可要件も全て満たしていることから、申請は妥当と判断し受理しております。

議案の位置図は、8 ページから 10 ページをご覧ください。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしく願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。
〇番、〇〇委員。

委員 〇番の〇〇です。

8 月 30 日に事務局と現地確認を行いました。

今回は、農業用倉庫、カーポート、資材置場用地を目的とする申請です。

周辺農地への影響もなく、区長、生産組合長から同意を得られていることから、転用はやむを得ないと判断いたします。

なお、以前から一部を無断で転用されていたことについては十分指導しております。
ご審議をお願いします。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。
これについて、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 152 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 152 号は原案のとおり申請を許可相当と認め、知事に進達することに決定いたします。

= 議案番号第 153 号 =

議長 続きます。3.「農地法第5条許可申請書の取下願いについて」議題といたします。議案番号第153号を事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第153号。

権利の種類は、使用貸借権設定です。

申請農地から事業の概要は、議案書のとおりです。

この案件は、令和5年7月第7回総会の議案第117号において上程し、転用申請252㎡で承認していただいております。

申請者は当初、転用面積を263㎡で申請されていましたが、7月総会前に事務局で審査をしていたところ、農業振興課に農振除外を252㎡の少ない面積で申請され、その同面積252㎡で農振除外の許可を佐賀県が出されていたことが分かりました。

したがって、転用許可面積についても、農振除外の許可面積252㎡でしか転用も許可できないこととなります。

そこで、農振除外の許可が出ている252㎡で一旦転用許可の申請を行い、次に263㎡から252㎡を差し引いた11㎡を追加で農振除外申請及び転用申請を行う予定として7月の総会に上程し、承認をいただいたところでした。

その後、県に進達したところ、県から一事業で二つの転用申請は行うことができないと回答があり、県と対応を協議した結果、7月総会の許可申請を取り下げて、再度農振除外の申請を行い、許可が下りた後に262㎡を後日一括して、再度転用申請を行うこととなりました。

繰り返しになりますが、農振除外が未了となっている11㎡分につきましては、すぐに申請をされ、農振除外の許可がなされた後に、事業予定面積の262㎡を改めて農地法5条の転用許可申請をされる予定であります。

議案の位置図は、11ページから12ページをご覧ください。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしく願います。

議長 事務局の説明が終わりました。

これについて、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第153号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第153号は原案のとおり申請を許可相当と認め、知事に進達することに決定いたします。

＝議案番号第 154 号＝

議長 続きます、4. 議案番号第 154 号「令和 5 年白石町農用地利用集積計画（9 号）の承認決定について」を議題とします。事務局に説明を求めます。

事務局 議案番号第154号の「農用地利用集積計画（9号）の承認決定について」についてご説明いたします。

始めに「所有権移転関係」でございます。今回は10件となっております。

詳細は1ページをご覧ください。

続きます、「利用権設定関係」でございます。

2ページから3ページに相對での設定が8件、4ページから10ページの農地中間管理機構への利用権設定関係が67件、合わせて75件の計画が提出されており、賃借権設定が54件、使用賃借権設定が3件となっております。

区分の内訳として新規が69件、また、新規のうち、自作地から新たに利用権設定をされるものが13件ありました。再設定は6件でした。

今回の利用権の総面積は347,731.21㎡です。

利用権設定を受ける借り手につきましては、すべて個人によるもので、農地中間管理機構によるものが67件となっております。

以上、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の各要件を満たすものとして、85件とも承認が相当と判断いたします。

ご審議の程よろしく願います。

議長 事務局の説明が終わりました。

まず、所有権移転について審議します。

これについて、質疑、ご意見ございましたらどうぞ。

（質問、意見なし）

議長 ないようですので、採決に入ります。議案番号第 154 号（所有権移転）について賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 154 号（所有権移転）については、原案どおり当委員会において承認することに決定いたします。

議長 続きます、利用権設定について審議します。

これについては、議事参与の制限がございます。

○番、○○委員については、該当する整理番号で発言を控えていただきます。

質疑、ご意見ございましたらどうぞ。

（質問、意見なし）

議長 ないようですので、採決に入ります。議案番号第 154 号（利用権設定）について賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 154 号（利用権設定）については、原案どおり当委員会において承認することに決定いたします。

＝議案番号第 155 号 ～ 議案番号第 163 号＝

議長 続きまして 5. 「農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせん委員の指名について」を議題とします。

農地の売渡し希望、議案番号第 155 号から議案番号第 161 号及び農地の借受希望、議案番号第 163 号について、続けて事務局に説明を求めます。

事務局長 議案書 3 ページ。

まず、農地の売渡し希望でございます。

議案番号第 155 号。

申出農地は、議案書のとおりです。

あっせん申出者は、福吉の〇〇氏です。

申請理由は、資金が必要なための農地処分でございます。

議案の位置図は、13 ページから 14 ページをご覧ください。

続きまして、議案番号第 156 号。

申出農地は、議案書のとおりです。

あっせん申出者は、廿治移南の〇〇氏です。

申請理由は、後継者なしのための農地処分でございます。

議案の位置図は、15 ページから 16 ページをご覧ください。

続きまして、議案番号第 157 号。

申出農地は、議案書のとおりです。

あっせん申出者は、新明 1B の〇〇氏です。

申請理由は、後継者なしと遠方のための農地処分でございます。

議案の位置図は、17 ページから 18 ページをご覧ください。

続きまして、議案番号第 158 号。

申出農地は、議案書のとおりです。

あっせん申出者は、東区の〇〇氏です。

申請理由は、規模縮小のための農地処分でございます。
議案の位置図は、19 ページから 20 ページをご覧ください。

続きまして、議案番号第 159 号。
申出農地は、議案書のとおりです。
あっせん申出者は、小城市の〇〇氏です。
申請理由は、離農のための農地処分でございます。
議案の位置図は、21 ページから 22 ページをご覧ください。

続きまして、議案書 4 ページ、議案番号第 160 号。
申出農地は、議案書のとおりです。
あっせん申出者は、江北町の〇〇氏です。
申請理由は、離農のための農地処分でございます。
議案の位置図は、23 ページから 26 ページをご覧ください。

続きまして、議案番号第 161 号。
申出農地は、議案書のとおりです。
あっせん申出者は、大西の〇〇氏です。
申請理由は、後継者なしのための農地処分でございます。
議案の位置図は、27 ページから 30 ページをご覧ください。

議案書 5 ページ、議案番号第 162 号。
申出農地は、議案書のとおりです。
あっせん申出者は、福岡県の〇〇氏です。
申請理由は、遠方のための農地処分でございます。
議案の位置図は、31 ページから 33 ページをご覧ください。

次に、農地の借受希望でございます。
議案番号第 163 号。
あっせん申出者は、遠江中の〇〇氏です。
申請理由は、新規就農予定者（R6 年 4 月就農予定）であり、作付け作目はレンコンを予定されています。
現在、新観音地区のレンコン農家で修行中です。
希望は、白石地区と北明地区の 2ha 程度の農地で、長期間の賃貸借契約が可能である農地を希望です。
以上、議案第 155 号から議案第 163 号です。

白石町農地移動適正化あっせん事業、実施要領 5 の(8)に農業委員の中からあっせん委員を 2 名指名すると定めてありますので、議案番号第 155 号から議案第 163 号まで、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

なお、主となる予定のあっせん委員の氏名を議案書に記載しています。もうお一人のあっせん委員の番号と氏名をお願いすることになります。

以上で説明を終わります。ご審議がたよろしくお願ひします。

議長 議案番号第 155 号から議案番号第 163 号まで、事務局の説明が終わりました。あっせん委員 2 名の選任についてよろしくお願ひします。

議長 議案番号第 155 号

委員 ○番 ○○委員、○番 ○○委員でお願ひします。

議長 議案番号第 156 号

委員 ○番 ○○委員、○番 ○○委員でお願ひします。

議長 議案番号第 157 号

委員 ○番 ○○委員、○番 ○○委員でお願ひします。

議長 議案番号第 158 号

委員 ○番 ○○委員、○番 ○○委員でお願ひします。

議長 議案番号第 159 号

委員 ○番 ○○委員、○番 ○○委員でお願ひします。

議長 議案番号第 160 号

委員 ○番 ○○委員、○番 ○○委員でお願ひします。

議長 議案番号第 161 号

委員 ○番 ○○委員、○番 ○○委員でお願ひします。

議長 議案番号第 162 号

委員 ○番 ○○委員、○番 ○○委員でお願ひします。

議長 議案番号第 163 号

委員 ○番 ○○委員、○番 ○○委員でお願いします。

議長 それでは、確認をいたします。

議案番号第 155 号、○番 ○○委員、○番 ○○委員

議案番号第 156 号、○番 ○○委員、○番 ○○委員

議案番号第 157 号、○番 ○○委員、○番 ○○委員

議案番号第 158 号、○番 ○○委員、○番 ○○委員

議案番号第 159 号、○番 ○○委員、○番 ○○委員

議案番号第 160 号、○番 ○○委員、○番 ○○委員

議案番号第 161 号、○番 ○○委員、○番 ○○委員

議案番号第 162 号、○番 ○○委員、○番 ○○委員

議案番号第 163 号、○番 ○○委員、○番 ○○委員でお願いします。

議長 ここで、事務局の担当の職員をお願いします。

事務局長 議案書に書いております。再度、読み上げたいと思います。議案番号第 155 号は、
○○、議案番号第 156 号は○○、議案番号第 157 号は○○、議案番号第 158 号は○
○、議案番号第 159 号は○○、議案番号第 160 号は○○、議案番号第 161 号は○○、
議案番号第 162 号は○○、議案番号第 163 号は○○。

連絡調整につきましては、担当者へお願いします。

議長 これをもちまして全議案終了いたしましたので、続いて報告事項に移ります。

事務局 (事務局より報告事項を行う)

1 合意解約の報告

議長 報告も終わりましたので、続きまして業務連絡に入ります。事務局より業務連絡を
お願いします。

事務局 (事務局より業務連絡事項について説明)

業務連絡事項

1 令和 5 年 第 11 回農業委員会総会の日時及び場所

日時・場所 … 令和 5 年 10 月 5 日 (木) 9 時 00 分 白石町役場 3 階大会議室

2 あっせん委員の再指名について

3 その他

議長 それでは、全件終了しましたので、以上をもちまして、本日の総会を閉会いたしま
す。

閉会時刻 午前 9 時 45 分